

職員によるハラスメント問題調査特別委員会会議録

(令和8年6月22日)

※一部抜粋

交野市議会

職員によるハラスメント問題調査特別委員会

時 間

14:00～15:20

15:51～15:55

16:14～16:23

案 件

1. 今後の委員会の進め方について
2. その他（付託案件審査について、法務支援弁護士について）

出席委員（8名）

委員 長 野 口 陽 輔
委 員 三 浦 美 代 子
委 員 皿 海 ふ み
委 員 岡 田 伴 昌

副委員 長 藤 田 茉 里
委 員 松 永 隆 太
委 員 松 村 紘 子
委 員 坂 本 顕

欠席委員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中 村 健 一 局 次 長 大 湾 桂 子
係 長 竹 村 真 仁 主 任 松 井 彰 宏
係 員 竹 本 菜々子

(午後 2時00分 開議)

1. 委員長(野口陽輔) それでは、皆さん、こんにちは、ご苦労さまです。

本日は職員によるハラスメント問題調査特別委員会を招集したところ、ご参集をいただきありがとうございます。

ただいまから職員によるハラスメント問題調査特別委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長(中村健一) こんにちは。

本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は8名で全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

本日の配付資料は、職員によるハラスメント問題調査特別委員会フォルダ内のR080622フォルダに格納していますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長(野口陽輔) これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の今後の委員会の進め方についてを議題といたします。

まず、報告書の提出を求める督促について、前回のご意見を踏まえ修正をいたしましたので、事務局より説明願います。

皆さん方、入っていますよね。多分、今見られたばかりやと思います。かなりもみました、議論して。1時間ほど前に出来上がりました。ということで、事務局から説明をさせます。

1. 事務局 () それでは、金曜日のご議論を踏まえて、アップデートした案を読ませていただきます。

「交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会」の調査報告書の議会の提出について(督促)。

交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会から答申があった調査報告書について、これまでも速やかに議会に対し報告することを要望してきました。しかし、令和8年5月29日に市に対し報告書の提出があった後においても、議会から問い合わせをするまでその事実の説明はなく、また、3週間が経過した今もなお議会への報告書の提出はなく、その予定時期も未だ明確には示されていません。

職員によるハラスメント問題調査特別委員会では、令和7年第4回議会定例会で付託された議案第103号「市長及び副市長の給料月額の特例条例の制定について」を継続審査していますが、報告書の精査なしには審査の進めようがありません。

つきましては、下記の期限までに議会に対し、報告書を必ず提出することを求めます。

提出期限、令和8年6月30日(火)午後1時。

以上です。

1. 委員長(野口陽輔) 以上が督促文です。主な変更点といたしましては、皆さん方のご意見を踏まえて、1点目が、現在に至るまでの経緯を追記させていただきました。2つ目、議案第103号の審議ができない旨を追記させていただきました。3つ目、提出期限を6月末に変

更いたしました。4つ目、第100条調査に関する記載を削除いたしました。

以上4つの変更点を踏まえて修正案を出させていただきましたが、皆さん方のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

1. 委員（皿海ふみ） 3行目の「議会から問い合わせをするまでその事実の説明はなく」というくだりなんですけれども、こちらすみません、議長団で対応した部分ですよね。当日の経過は、すみません、私の記憶なんですけれども、たまたま議会からの、特別委員会からの要望事項を持っていく予定にしていまして、その機会に一体どうなっているのかという話を聞くということで決めて、議長と一緒に市長のところに向いまして、まず、議会の要望を出している話の途中で、市長のほうから報告書はもう出ているんですよという話があって、いや出ていたんですかという、話の流れとしたら、聞かれるまで言わなかったって言われたら、もしかしたら不本意かもしれないなという感じがしましたのでちょっと……。市長から話がなくても、その場で問合せを必ずしようということに向ったんですけれども、話の流れの中で、市長のほうからもう出ているんですよという話はある、それでそのまま報告を受けたという感じの流れなんです。
1. 委員長（野口陽輔） 本来は、議会というのは手続の場所なんですよね。基本的に、原則として文書でのやり取りというのが正式なやり取りになるんで、それが市長からの話があったというのは、本来であれば市長が議長室に来て、こういう状況ですというのか、もしくは文書でこういう状況ですと、今しばらくお待ちくださいというのが本来あるべき手続やと僕は思うんで、その話の流れでこういうふうに言われたというのは、これはいかななものかなというのは感じはします。
1. 委員（三浦美代子） その件に関して、逆にちょっと質問なんですけれども、そのときに流れで、ごめんなさい、理解できていないですけれども、市長から言うたのか、聞いて言われたのかは別として、聞くまでは答えを言っていただけなかったということに対して、議長団として市長に対して抗議はされましたか。誰に聞いたらいいのかわからない。要はその段階で、速やかに報告すべきだという正式な議長団として市に抗議をされたのかどうか。それ自体がうやむやになっていたら、この文章はちょっと委員会としては弱いなというイメージがあったので、しっかりと議長団として、そんなことでは困ると。その時点でどのような対応を議会としてされたのかをちょっと教えてください。
1. 委員（坂本 顕） ちょっと私も、今、副議長が言われた、当然、私もその日一緒に市長室に何のことで、この件とは別で行ったんやっけ。
1. 委員（皿海ふみ） 要望書ですね。
1. 委員（坂本 顕） この件の要望書でしたかね。何か私、その話が一段落したら、いつどうなっているかなという、報告書がどうなっているんですかというのを言おう言おうと思っていたんですけれども、先に市長が言ったんで、あっ先に言ったわ、そのときふっと思ったんですよ。そのとき副議長が、もう出ていたんですか、いつですかみたいな話になって、数日前ですという話になって、抗議、前ですかね。ちょっと日付が、私、いつの日に行ったのかがはっきり今覚えていないんですけれども、手帳見たら分かりますけど。その場で抗議という形では対応していないですね。
1. 委員長（野口陽輔） あのね、ちょっと整合性がどうか分かりませんが、5月26日、29日。（「29日ですよ」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） 29日に出されたといううわさが僕の耳に入ってきたんですよ。いやちょっと待ってよと、いやいや議会何も聞いてないでと。ほんで、局長を呼んで、正式に議長から申入れしてくれと。口頭でもええから、出たんやったら出たと議会で言うてくるべき違うんかということで、議長経由で聞いてほしいというのを俺、言い出したんやな、正式にね。俺が個別に聞くとか、――に聞くとかそんなんじゃないしにと。口頭で。
（「口頭で、はい分かりました」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（野口陽輔） 口頭で。局長に議長経由で正式に聞いてほしいと、もう口頭で構わへんからといってお願いはした記憶はあります。そこから局長から議長団にどういうふうについて、議長団がどう聞いたかというのは僕もちょっと分からないですけども、あまりにもちょっと、29日出たみたいよというのをちらっといろんな風のうわさで聞いたものやから、ちょっと待って、それやったら真っ先に議会に言うべき違うかと。今後のスケジュールはともかく、まずは出ましたと、しばらくお待ちくださいと言うべきと違うか。うわさで入ってくるのはおかしいということで、正式に議長団に聞いてほしいと、もうすぐ聞いてほしいというのは記憶にあります。
1. 委員（皿海ふみ） なので、経過を言うと、先に要望書を持っていくアポイントを入れていたので、その機会にこちらからもし報告がなければ、その件について問合せをするということで行ったところ、先にあちらのほうから出ていたんだという話があったということで、そのまま報告を受けたという。
1. 委員長（野口陽輔） いうことですね。
1. 委員（三浦美代子） 私は、先ほど坂本委員というか議長が言われたような、私が表現したのは、抗議しなかったんですかというふうに言ったのは、今お聞きしたら要望書を持っていったことに対して返答はなかったんでしょうか、正式に。要望書は提出されなかったんですか。それはあくまでも職員のハラスメント報告書に対する要望書の話ですよ、違うんですか。
1. 委員長（野口陽輔） 要望書というのは、特別委員会でもまとめ上げましたやん。
1. 委員（三浦美代子） その要望書ですよ。
1. 委員長（野口陽輔） その要望書を持っていったんですよ。
1. 委員（三浦美代子） だから、それとはもちろん報告書が出ている話は別ですよ。だから、そのときに初めて実は出ているということを言われたことに対して、そうでしたかの後、どのような対応をされたかということをお聞きしたいんですけども。
時系列がちょっと……。つまり、議会から問合せをするまでに正副に対して説明があったということなんですか。向こうからではなくて、話の流れの中ではあったということですよ。正副の口頭での申入れをされる前なのか後なのか、ちょっとよく分からない。議長が口頭で申入れされる前に正副に説明があったのか、後に説明があったのか、ちょっと分からないので教えていただきたいです。
1. 委員（坂本 顕） 私の記憶なんですけれども、要望書のことが終わったら、まだ出ていないのかという話をしようと思っていたんですが、先に言ってきたなというのはそのとき思ったのは何か記憶にあるんです。だから順番でいうと、一体どうなっているんですかという前に、向こうから言ってきたように記憶しているんですけども、違いましたか。その後、取りあえず正式な形でも、何らかの抗議的なことはしてありません。
1. 委員（三浦美代子） ちょっと抗議という言葉は本当に言い過ぎなんですけれども、要は、じゃ正

式に報告いただけるのか、詰めた話はそのときにはされなかったということなんですよ、正式に報告書を。要は何が言いたいかといったら、報告はもらえなかったといっても、もし市長が一旦議長団に報告したといっても、それは非公式だと私は思うんですね。でも、そのときに議長団は、じゃ正式に報告してくださいと一言言われたかどうかというイメージをちょっと確認したかったんです。

それともう一つは、ただ報告がありましたただけですとするのか。議長団とされましてら、中身も早く見せてよというような話まで言及されたのか。ただ第三者委員会から報告が一定まとまりましたという段階で正式な、そうですかと。議長団を責めて言っているわけじゃ決してないんです。ただ、それが正式な市長がそのように言われたことが、議会全員は知らなかったわけです。私もうわさで何となく聞きましたけれども、まだ出ていないということは、今その関係者が読み込みをされているのかなというふうに勝手に思い込んでいたわけなんですけれども、議会に出すには資料がそろっていないというイメージだったのか、そのあたりは議長団として確認されたのかどうか。それによって、今回の督促が足元をすくわれるような内容に私はなるんじゃないかというふうに思うんです。いつの段階で理事者側は議会に報告しようとしていたのかというのが、ちょっとイメージが分からないので。

1. 委員（皿海ふみ） その点はその後、議長団としては、すぐに報告を受けた内容を幹事長の皆様にお伝えしなければいけないということで、すぐに幹事長会議を開いてお伝えはしたんですけれども、29日付で報告書が出ているけれども、今、個人情報等の問題でマスキング作業中であり、いつそれが公表できるかというめどは今のところ示せないという報告をそのときにやりました。

市長との場でも、もちろん公表がされない期間が長く延びると、隠しているんじゃないかというようなことを市民から疑われるおそれもあるので、早急に公表するようにしてほしいということは繰り返し申し上げたところなんです。

1. 委員（三浦美代子） ありがとうございます、分かりました。であれば、「議会から問い合わせをするまでその事実の説明がなく」が、ちょっとニュアンスが違うかなと。幹事長会議でもそういうふうには報告され、ただ、私たちが問題にしているのは、第三者委員会の報告書そのものの提出がないということのほうが、私はいつになるのかなというところに、皆さんも思っているし、私もそう思っていると。だから、5月29日のことと、それから申請された報告書とどちらが大事なのかなというのが、ちょっと分かりにくい文章になっているというふうに、まずは……

1. 委員長（野口陽輔） 足元すくわれるん違うかということやね。

1. 委員（三浦美代子） はい。私たちが要望するのは、あくまでも黒塗りでも何でもいいから、報告書を欲しい。でもそれは、一般質問でも皆さんされたように、そういう様々な事情で提出できません。でも、早く頂戴よという督促というか要望ですよ。だからあまり、5月29日に言ったけれどもくれへんかったというのと、何か一緒になっちゃっているようなイメージがどうしてもあるんです。

1. 委員長（野口陽輔） そうしましたら、「しかし、令和8年5月29日に市に対し報告書の提出があった後」、その後を消して、ここで文章が切れていたらあかんねんけれども、その文章を消して、「3週間が経過した今もなお議会への報告書の提出はなく」というような形

にしましょうか。

(「すっきり」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(野口陽輔) そしたらすっきりする。ちょっと文章が切れるんやれども、そこはそうしましょう。ほか、いかがですか。
1. 委員(松永隆太) 予定時期のところ、4行目は、全協は明確じゃないということですか。全協で出すというふうに言っていましたけれども、その予定は示されているんですけども、ここは要るのかな。それよりも早く出してほしいやったら分かるんですけども、全協と言われたけれども、これでは審議が間に合わないんでもっと早く出してほしいという意味やったら分かるんですけども、一応予定時期を示されたんで前回、そこが。
1. 委員長(野口陽輔) 明確じゃないけれどもね。
1. 委員(松永隆太) 明確じゃないけれども。
1. 委員長(野口陽輔) 明確じゃないけれども、全協という言葉を出しはったと。
1. 委員(松永隆太) そうです。だから全協……
1. 委員長(野口陽輔) 我々としてはちょっとそれじゃもう遅いと、三浦委員が言うたように、黒塗りでもええからまずはくれという意味ですわ。これ全協って書いてたね。
(「いや書いてない」と呼ぶ者あり)
1. 委員(松永隆太) 全協って書いたほうがいいんじゃないかと思って、全協は遅いからそれまでに出せという感じのほうが、これ示してないいうたら示してない感じで明確じゃないですけども、日程は明確なんで。
1. 委員長(野口陽輔) この部分で。
(「概要になるかもしれない」と呼ぶ者あり)
1. 委員(松永隆太) そうです。概要になるかもですけども、一応内容は明確じゃないかもしれんけれども、日程は明確なんで。
(「一定のめどは示されている」と呼ぶ者あり)
1. 委員(松永隆太) 一定のめどは出しているんで。
1. 委員長(野口陽輔) 言われたものの、我々としてはそれじゃ間に合はんからという言い方やな。
1. 委員(松永隆太) だったらいいのかな。示してますけれどもという感じ。
1. 委員長(野口陽輔) そんなところですか。
1. 委員(三浦美代子) それと、提出期限という6月30日、前回の委員会でこういう日にちが少し出てきたのは承知しているんですけども、「報告書を必ず提出することを求めます」、言葉一つ一つが非常に大事になってくるのかなと思うんですけども、この職員による不正行為に対する第三者調査委員会の報告書をもって、私はそもそも、ごめんなさい、これ質問の前の少し前置きなんですけれども、第三者委員会が出された報告書をもって、市が認定されているのかどうかというのを、職員に対する処分を決定される。それを私たちが、これでは甘いんじゃないの、これでは駄目なんじゃないのというときに初めてこの委員会がフル活動するという、そういうイメージをそもそも一面では持っていたんです。
今回は、特に第103号に特化した督促になっていると思うので、第103号を6月議会で審議しますというのが、この前も私、意見を少し言わせてもらいましたが、ちょっと唐突。今まで継続、継続できていて、6月議会で決着しますというのが、本来はそれがきれいな形なんですけれども、どこかで6月議会でこういう督促まで出して、期限まで切っ

て、提出してくださいという、そこまでの6月議会中に決着をつけますという議論をしていないような気がしまして、私たちはこの委員会で、例えば第103号は6月議会で何としてでも決着したいとか、そういう何かなければ、突然この第103号を6月で決着するのが決まっているような書きぶりがありまして、ちょっと唐突感がある。

1. 委員長（野口陽輔） 第103号のためにこの委員会調査をしているとは、僕は思っていないです。
1. 委員（三浦美代子） もちろん、そうですね。
1. 委員長（野口陽輔） あくまでも去年の12月の設置目的を見ると、4つの項目の1番、2番、要は9件ある件と1年放置、これの事実を明らかにするというのがこの委員会の目的。もうこれが第一番やと思っています。途中からこの報酬というか第103号が入ってきて、第103号をやるにしても、そもそもこの事実が分からないと、この第103号は審査できませんねということずっと来ているんで。それともう一点は、何せ市長の任期がもう迫っていると、9月17日かそれぐらいまでやということもあるんで、それで、もうとにかくこの事実が分からなければ全てができないということで、かなり急いでいるというのがあるんです。あくまでも僕の頭の中は、この1番、2番の事実を明らかにする。それがもうこの委員会の設置目的なんでね。どうもちょっと第103号が先行して出てきちゃうんだけど現実的になって、あくまでもこの委員会の目的というのは、事実を明らかにすることですよというのは、皆さん共通認識であってほしいなと思います。
1. 委員（松村紘子） 「下記の期限までに議会に対し、報告書を必ず提出することを求める」というところで、ちょっと疑問を持っています。まず、特別委員会として判断材料の提出を進めるよう求めるべきというのは、多分、皆さん賛同されているものだと思います。提出に期限を求めるべきかというところの議論が、前回こういう形で督促を出しますと、その場で委員長が出されたので、当然その場で我々も見て、どうしようというような形で様々な意見が出たのかなというふうには思っておりますが、ここの期限を求めるべきなのかどうなのかというところの判断が、私はちょっとここはもう少し協議をしたほうがいいんじゃないかというふうに思っております。
1. 委員長（野口陽輔） いやいやちょっと持ってよ。前回の委員会で、その期限についての議論はしたと思うよ。ちょっと1週間というのは拙速やねと、短か過ぎやねということで、皿海委員から月末という案が出てきて、それで皆さん了と、よしというふうに決まったと思っている。
1. 委員（松村紘子） 分かります。そしたら、今回については言いません。
1. 委員長（野口陽輔） 前回そんな議論が。というふうに僕は理解しています。さすがに1週間じゃ短か過ぎだろうということで。
1. 委員（三浦美代子） それはちょっと違うのは、6月30日にして会期末に議論ができるのか、会期延長するののかというのは理事者と相談されましたかと言ったら、していませんでしたか。
1. 委員長（野口陽輔） していません、する必要もないです、議会の話ですから。
1. 委員（三浦美代子） 会期延長、そんなに……。
1. 委員長（野口陽輔） 相談していないですね。
1. 委員（三浦美代子） 会期延長ってそんなに。
1. 委員長（野口陽輔） 議運が決めるんです。

1. 委員（三浦美代子） 議運が決めたら決まるということですか。それは議決ですよ、全部。この委員会では議決はなしで。
1. 委員長（野口陽輔） 本会議。
1. 委員（三浦美代子） じゃなくて、この委員会です、委員長はそういうふうに言われましたけれども、この委員会は総意って決まりましたか。
1. 委員長（野口陽輔） いや、三浦委員、前回提案なさって、会期延長でちょっと案を考えましょうかということ。
1. 委員（三浦美代子） 私、会期延長しましょうって言いましたか。
1. 委員長（野口陽輔） それもありますよねと。
1. 委員（三浦美代子） でも、それは事務局は、ニカイと相談されましたかということにはしていませんって言われたから、私はもう意見を言わなかったんですけれども。
1. 委員長（野口陽輔） 特に会期延長に関して、やる必要はないですよ。
1. 委員（三浦美代子） そうなんですか。そういうものかどうか、今までそういうことをしたことがないので、ちょっと分からないんですけれども。
1. 委員長（野口陽輔） 守口なんかはもう会期延長を4回も5回も。
1. 委員（三浦美代子） 守口はちょっと特別で。
1. () 前回の話の形でいいますと、皿海委員のほうが会期延長はどうかというふうにおっしゃられたと思うんです。三浦委員のほうにおかれましては、まず、この期限というところに関しては調整が要るよねというお話をされていたと思います。調整ができないならば期限を設けるべきでないよね、設けたら対決をするだけだよ、本来のこの特別委員会としての問題解決のほうには至らないんじゃないかと、そういうふうに対決をあおるだけではないかなものかというご意見をされたというふうには記憶しております。
1. 委員（三浦美代子） すみません。それで、例えば6月30日に頂けたらそれはありがたいですけれども、会期延長を、例えば仮に1週間延ばしました。1週間以内で100冊か500冊か分からないページ数を、私たちがそれをどうやって委員会で、何回開くかも検討がつかないのをやるということは、決められないですよという趣旨のことを私、言ったような気がするんです。1か月かかるのか、会期を1か月延長するのか。そういうことが全く分からないので、会計延長ってあまり軽々しく言えないんじゃないかというイメージを、もし間違っただけで伝わっていたらあれなんですけれども、報告書を見ていないので、会期延長が3日でもいいのか1週間なのか2週間なのか、必要なのがまず分からない。
1. 委員長（野口陽輔） 分からないです。
1. 委員（三浦美代子） はい。だから、それで第103号とはいえ、例えば1年間放置したことに対しても第103号ですので、1年間放置した分だけですよって頂けるのかどうかということも分からない。だから分からないことだらけで、この委員会でどこまで決められるのかというのが、私、一番分からないですけれども。
1. 委員長（野口陽輔） そしたらどうしよう。ちょっとスケジュールを先に見てもらって、作った案。ちょっと会期延長案。
1. 委員（三浦美代子） 1か月ぐらいやったら分かるんですけれどもね。
1. 委員長（野口陽輔） いや取りあえず10日、先が見えないんで。ちょっと事務局から、会期延長案。

(「Side Booksに入っています」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(野口陽輔) Side Booksに入ってるからな。

1. 事務局 () それでは、Side Booksに資料を載せております。会期延長を伴う議会日程というファイルをお開き願います。

こちらにつきましては、あくまでイメージとなっております。ただいまお話がありましたとおり、どのような報告書が出てくるのか、3ページなのか300ページなのかも分かりません。そもそも督促をしたからといって報告書が出てくるのか、また、期限ぴったりに出てくるのか、早めに出していただけるのか何も分からない状態ではありますので、あくまでイメージとしてお示ししております。また、このイメージ作成に当たりましては、議長であつたり、議会運営委員会の委員長とのご相談をまだできていない段階にあります。その点ご容赦願います。

順を追って、そのイメージについて説明させていただきます。

本日6月22日月曜日、特別委員会でご協議をいただいているところでございます。会期延長という話に本日になりましたら、議会運営委員会を開いていただく必要がありますので、これにつきましてはあらかじめ議運の委員長、委員含め、日程調整をさせていただきます。会期延長という話にならなければ開かないんですけれども、になりましたら24日水曜日の午後4時から議運を開いていただくという時間だけは取らせていただいております。

6月29日月曜日、もともとの閉会の日付になります。本会議は開催いただきまして、他の議案、常任委員会に付託されている案件でありましたり意見書であつたりというものを討論、採決していただきまして、ほかの案件については一旦ここで終わりにしていただく。その上で、会期延長を議決いただくというイメージになっております。

6月30日火曜日、今、報告書の提出期限と仮で案で示しております。この期限に市から議会に対して、第三者委員会の報告書の提出があつたと仮定しております。提出がありましたら、まず、議長団報告をいただきまして、議長団報告の後、Side Booksで全議員に共有をさせていただきます。また、後ほどまた説明はするんですけれども、議会の法務弁護士、複数名体制としております。それを弁護士にも確認をいただこうと思っております。

7月1日水曜日、急遽にはなるんですけれども、まず、特別委員会を開く前に全議員でこの報告書の内容を共有すべきかと考えております。午前中、他の公務がありますので、午後1時から全員協議会を開催し、市から全議員に対して報告書の概要を説明いただくと。概要とは書いておりますけれども、報告書をもってその中身について説明いただくというものです。仮に報告書が出てこない場合は、特別委員会を開催し、今後の方針を協議いただくという予定としております。

なお、他の公務予定等、右側の欄につきまして午前中、他の公務が入っております。また、午後につきましては、1時から7月8日の全員協議会の事前説明としておりますが、こちらにつきましては調整可能と考えております。

ちょっと話がそれるんですけれども、7月3日総務文教常任委員会、11時としておりますが、こちら直前にちょっと予定が変わりまして、10時開催予定となっております。すみません、訂正が間に合っておりませんが、よろしくお願いたします。

7月6日月曜日までの間に、議会の法務支援弁護士により報告書を確認いただきまして、7月7日火曜日、特別委員会を開催し、議案審査をするるとともに弁護士から報告書精査に当たっての助言をいただくという案になっております。

7月10日金曜日、本会議を開催し、委員長報告、採決をして閉会という案にしております。

ですので、6月29日月曜日から7月10日までですので、11日間の会期延長の案となっております。

なお、会期延長につきましては、必要であれば何度でも再度延ばしていくということも可能です。逆に、早くに議案審査が終われば、今言いました7月10日を待たずに本会議を開催して、もう閉会してしまう。案件が終われば、早めに閉会するというのも可能ではあります。

以上、お願いいたします。

1. 委員長（野口陽輔） 一旦スケジュールは組んでみました、取りあえず。ご承知のとおり、非常に手続はたくさんあるんですよ。議長団報告というのがある。一旦、全員の議員に説明する全員協議会、それを踏まえて、同時に顧問弁護士に精査を依頼すると。多分これで1、2週間かかるん違うかと、個人的に思っておるんですけども。そこで何を調査せなあかんかというのを我々としてある程度明確にした上で、誰々にそのヒアリングをするんだと、何をというのを精査した上で、実際の調査ということになります。それがめどが立ったところで、閉会と。審査に関しては、閉会中審査というようにもっていけるの違うのかなというようなスケジュールなので、これが遅れちゃうと、たったかたったか遅れていくというのは、もうこれきゅうきゅうやなというようなことで、何とか月末には出してくれへんかというような督促状を出すというようなスケジュールの逆算で、こういうふうに引いているというような状況です。ただ、これもあくまで仮にですわ。中身が見えない。だから一旦出てくれば、それに基づいてどういう調査をしていかなきゃいけないのか、もしかしたらその中に議会決議が要るかも分かんないので、そこはもう10日までには審査方法というのは決めなあかんなどというように思っています。その後は、議会――。

1. 委員（松永隆太） 今回、会期延長するのは第103号の審議のためですね。会期を延長する理由というのは、第103号のためですね。でも、この督促というのは、それも含む全部ということですかね。

1. 委員長（野口陽輔） もちろん、目的はそうですから。

1. 委員（松永隆太） 分かるんですけども、何か2つの案件がごちゃ混ぜになっているというか、混ざってしまって、今回の督促であれば、例えば会期延長しないといけないから、この部分をちゃんと審議できないというために出すものなのか、じゃなくて、そもそも今の文章全体的に、もともと今までやってきて、今までハラスメントの調査、公益調査をどうやってやっていきましょうという議会の話をきて、督促を出すタイミングだということか。

じゃなくて、第103号のために出さないといけないのかということところが、その督促を出す目的が2つあるんですけども、ただ、市の対応としてのもの、第103号以外のものというのは、特に市長の任期に縛られる必要はないと思うんですよ。なので、何かこの今言うてるのが、委員長おっしゃるのは全体とおっしゃるんですけども、だったら別にこの市長任期中にやらないといけないという理由はなくて、第103号の話であれば、確

かに市長が提案してきたものなので、市長任期中に必ずここは決着つけないといけない。次の議会では間に合わないから会期延長という話は、前回理解はしているんですけども、そのあたりが整理できていないので、今この進め方のところでは、ちょっとどういうタイミングなんやろうというのをすごく思っていて、目的が2つある中で、一緒にする気持ちはめっちゃ分かるんですけども、今回、会期延長も絡んでいるんで、何かこのタイミングに督促出して期限切ってやるんだったら、ほんまにこの第103号に絞らないと変だよなというふうに思うんですが、すみません。

1. 委員長（野口陽輔） 10日に第103号というのはいいかも分らんね。まずは前提として、事実を明らかにするというのがあった上で第103号となるんで、一旦10日で区切った後、閉会中審査して、第103号が審査が終わったら臨時議会、これいつになるか分からへん。

1. 委員（松永隆太） 臨時委員会はいいんですけども、第103号、何か……。

1. 委員（三浦美代子） この特別委員会は、先ほどもちょっと言って、私1人が勘違いしているかも分からないですけども、市が出された結論に対して、それは甘いよねとか、それは違うよねというときに、これまでの事前の準備もありました。それが出来てから、本当に市が全く第三者委員会の結論、第三者委員会はこうしろあしろと出てこない、事実認定するだけですから、その事実認定に対して市の対応がおかしなときにこちら文句言いましょうで……

1. 委員長（野口陽輔） ううん、違う違う。

1. 委員（三浦美代子） 文句じゃなくて、そういう何か意見を言いましょうとかいう委員会だと思っていて、今、松永委員が言われたように、第103号を審査するのに間に合わないというのと、それから、私たちはあくまでも市がどういうパワハラを認定して、どういう処分をされるのか、そのことを見てからの議論というのは、ひょっとしたらさらに半年かかるかも分かりません、この委員会自体が。というイメージで臨んでいるので、この督促に関しての違和感というのは、あくまでも第103号を審査したいんですというイメージでないとおかしいなと私は思うんです。

1. 委員長（野口陽輔） その辺のちょっと議論があれなんですけれども、あくまで市長任期というのは9月中頃までと、やっぱりそこは一定そこまでにめどはつけるべきと違うかと僕は思っているんです。

1. 委員（三浦美代子） それに関してちょっと意見を言いたいのは、幾ら5月末には出てきているでしょうと言っても、これは仮に6月末かも分かりません、第三者委員会。だから、市長任期で結論をつけられるかというのは私たちの都合であって、実際は中身が非常に複雑であれば、第三者委員会さんにそもそも……

1. 委員長（野口陽輔） 結果的にはそうなるかも分らん。でも、やっぱり市長任期というのは一定あるわけなんで、そこは目指してやるべきでしょうと僕は思いがあるんです、一定ね。いや頑張ったけれども無理でしたと、ちょっと延長せざるを得ん、これはあり得るかも分らん。でも一定、この4年間の任期というのはこの9月中頃で終わるわけで、やっぱりそこは一定目指すべきだろうというように思っています。しかも、まだ2か月、普通やっぱりそんなもん違う。

1. 委員（三浦美代子） 9件のやつも全部そこで結論を出すということですよ、9内部通報も。

1. 委員長（野口陽輔） 目指すはね。優先順位があるよ。

1. 委員（松永隆太） 任期中にというのがよう分からなくて、市の対応なので、そのときの市長が4年なんですけれども、4年の間に今回出てきたのは4年中のときに報道されてというのはあるんですけれども、第103号に対しては、そのときの市長の責任があるんだろうなどは思います。今までの市の体制というのは歴代市長もいてるわけですし、この9件に対しても現市長のところだけではない部分も含まれているというところと言えば、市長任期に縛られる必要はないのかなと。これ第103号は分かります、市長提案なので。当然、市長任期中に決着つけなきゃいけない、本当に理解するんですけれども、この今出てきたタイミングが現市長だけで、結局、市としての体制とかじゃないんですか。そこが何か、そしたら前の市長も前の市長もそのときの市長も引っ張り出してこないといけないと違うかなと思うんですけれども、そうなるのであれば、別に市長任期に縛られなくても、今の市長が任期が終わっても引っ張り出せるのであれば、別にここで結論をつけ、市長に任期中に結論をつけに行く必要というのはどこにあるのかなというのが一つ。
1. 委員長（野口陽輔） 仕事ってさ、ある程度スケジュールを決めなあかんやん。だらだら行くんで、じゃ、何年かけてこんなやるんでっかと。
1. 委員（松永隆太） 出てきていない、内容を見ていないという中で、その期日を決めるのがちょっと拙速ではないかなというのは思った。出てきた後に、これはここまで頑張りましょうというのは分かるんですけれども。
1. 委員長（野口陽輔） だから、10日にしているわけです。
1. 委員（松永隆太） それは会期延長、第103号のためですよね。そこが僕、おかしいと言っているところで。
1. 副委員長（藤田茉莉） かなり悩んで、どうすればというところで正副でもかなり混乱しながらこれ出してきているんですけれども、私たちが今、混乱せざるを得ない状況にあるのは、9件のハラスメント事案と、あと内部通報が1年放置されたということが、ひとつ特別委員会としてもちゃんと明確にしないといけませんよということで、特別委員会を設置はして、それだけやったら市長の任期が云々というところに縛られなくてもいいのかなと思うんですけれども、一方で、第103号が出てきているので、市長の責任というところで判断をするときには、じゃ内部通報の1年放置はなぜ起きたのか、組織風土も含めて何で1年放置されたのが調査されて出てきているわけですよね、この報告書に。それを見ないと、第103号についても審議できませんよねということで、この間継続をしてきたわけじゃないですか。なので、5月29日に出てきたのであれば、早急に出してくれということで、今も継続審査を19日に決断しました。市長の任期というところはそこでどうしても縛られるので、一旦全部出していただいて、市長の第103号に係るであろう部分は整理をして、まずそこから審議を深めていく。理解を委員会としても深めた上で、第103号はそれぞれの会派がこれでいいのかどうかということを決めていくという流れになると思うんですよ。それとまた別で、特別委員会としては、ほかの審議未了の部分は継続して、継続審査で深めていく必要というのはあると思うんです。
1. () 正副の中でも差があるなという、――と再発防止、この全てを9月末までに、9月の市長任期中に解決したいというのは野口委員長の考えですね。
1. 副委員長（藤田茉莉） できればそうがいい。進め方というのは整理しないといけないから、それは弁護士に預けて、弁護士にも見てもらうわけですよ、30日に出てきた前提でいったら。

30日に出てきた前提で今組んでいるので、弁護士にかけます。顧問弁護士にもまず整理していただく、どこをまず審査すべきか整理していただく、ポイントを。

1. 委員（三浦美代子） そんな話、初めて聞いた。そうすると、弁護士にまず見ていただく。

1. 副委員長（藤田茉里） ここに説明しているじゃないですか。さっき説明した30日の火曜日のところに、弁護士に確認依頼をします。確認依頼をする、その確認依頼というのは第三者委員会の報告書が出てきたので見てくださいと。議会が、何をこの報告を受けて審議をするポイントはどこかというのを、弁護士の視点でも整理していただく。何を特別委員会で守秘義務の観点で、ここは言っちゃ駄目よとか、そういうことも注意点も聞いてもらう、整理していただくのに少し時間がかかるという設定をしているんですよ。

1. 委員（松永隆太） おっしゃっていることは、意味は分かります。その中で、第103号の審議は市長任期中にやってしまわないといけないという話であれば、この前出てきたときも、理事者が来てはったときにできないんですけども、それってその部分だけでも出せませんかみたいな話さえも一回も理事者側にはしていないわけで、もし例えば今現在、1年放置に関わる部分のみを出していただくという依頼も一回もかけていないと思います。

9件の個別案件に関しては、いっぱいあると思うんですよ。いろいろなことが起きているからそうなんですけれども、1年放置と言うてぐらいなんで、誰かが通報して、誰かが受け取って、それをどういうふうにしたかということが数回あったと思うぐらいの内容しかないと思うんですね、1年放置したかしていないかというその議論。僕の勝手な思い込みですよ、これは。ですけれども、その部分だけをその審議、第103号をほんまに市が1年放置したのかどうかという話だけを知りたいと伝えたときに、この部分だけやったらまず先行して出せますよという話があるかもしれないと僕は思っているんです。それが全体を見ないといけないかどうかなんかは、出てきていないから分からないじゃないですか。そもそもこの審議したいからくださいという資料がおかしいんやったら、こんなもんやってくれるか全部出せよという話だったら分かるんですけども、何かそこが意思疎通が全くできていなくて、向こうは待ってください待ってください、分かりました早く出してくださいみたいになって、急に督促がばんと、いついつまでに何かこれしないとみたいなんが、何かここ差し迫ってと。ごめんなさい、前回、今後の進め方についてという議題がありました。この紙も事前がない状態で、紙だけ当日にもらって審議するということも急過ぎて、議論するのはこの中でやって、一応ある程度方向性とか話したんですけども、何で今のタイミングでという話もう既にできへん状態なんで、何かそこがその進め方も、ごめんなさい、ちょっとどうなんかなというところ。

1. 副委員長（藤田茉里） 議会としては大前提、附帯決議をつけています。これは重いものです。議会の立場としては、この特別委員会を設置するときに附帯をつけた。そこに、第三者委員会から出てきたときは速やかに議会にも報告することという附帯をつけた。3月に再度要望しています、早く出せと。この2段階を踏んでいるんですよ、議会は既に。

だから、他市の事例もこの間、私も調べたんですけども、平均的に2週間以内には議会には必ず報告が上がっています。早いところは、市に第三者委員会が報告した即日に議会に併せて報告が上がっています。それが遅い、交野市は極めてそれが遅いです、全国の事例と比較しても。

議会は何もしてこなかったんじゃないかって、附帯もつけ、3月にも要望、要請して、今に

至っています。なので、本来は向こうが5月29日に報告が上がってきたんだけど、こういう理由でいつまでに出すので待ってくださいと、文書なりで出すのか、議長団に報告に来るのかというのが本来筋です。筋やと思います。それが無いから今こういう事態になっているという前提は、議会の立場は揺らいたら駄目やと私は思います。

今この督促を出そうという話になって、30日まで待ちますよと。待つて出てこないんやったら、議会の今後のスケジュールも踏まえたら、この流れで会期延長も含めて今差し迫ってやらなきゃいけない第103号というのがあるので、それはちゃんと議会として付託されて審議をお願いされている立場だからちゃんとやるので、このスケジュールでやるので早く出してくれという立てつけです。

1. 委員（松永隆太） そしたら、2日にせなあかんじゃないですか、その――。そしたら、議長、副議長が受けました、話聞きましたという2日から、もう月末にしましょうよという話をしとかなないと、向こうも業務の中で、役所としても一定時間がかかりますとそもそも言っているんで、その期限をこっちから切りにいくのであれば、議会の立ち位置としてという話を言っていましたけれども、特別委員会はそのスタンスですよ。でも、結局出すのって議長名で議会として出しているという中で、議長、副議長が聞いたときに、いやいや期限は取りあえず月末に決めてくださいよという口頭でもあれば、ここから今、これで必ず出せよというところはもう一発言ってもいいと思うんですけども、何か変ですよ。すぐ開かなあかんものじゃないんですか。

1. 副委員長（藤田菜里） 普通すぐ出てくるものですよ。

1. 委員（松永隆太） いや、普通とかじゃなくて、そうなったら、会期が始まった瞬間に、この会期中に終わらせろという話をするために僕らは集まらなきゃいけないじゃないんですか。だから、何でこのぎりぎりの今22日ですよ、22日で30日ですよ。普通の業務として考えてと言うけれども、これ普通一般的な業務にはよせえって言ってきたときに、準備している中で、全協に向けてやっている中で、それをさらに調整して早くするというのをほんまにできるのかという話が、ごめんなさい、一般的な話の中でそれは業務としてありなんかということをお願いしているだけで、タイミングがおかしいん違うという話です。僕は、黒塗りででも待ってくださいって言うているから、待ちます。じゃいつまで待ちますとか言うてるんだったら分かるんですよ。でもないから、速やかにというこの言葉の中にもいろいろあると思うんです。これ速やかに、1週間なのか2週間なのか、3日なのか、人によって差があると思うんですよ。ここも認識を合わせていないじゃないですか、もともと。速やかにというのはいついつですかという、1か月までですよみたいな。

1. 副委員長（藤田菜里） 議長団が特別委員会の要望書を持って行ってくださったときに、市長から、実は29日に出ているんだという話がありましたと前段、話があったじゃないですか。そこで、遅くなったら市民さんから、また隠してるんじゃないかというふうなことも言われぬように早く出してくださいねということで議長団としては言ったと。そのときに、いつ出せるかというのは、今マスキング作業をしているから分からへんという話があったということで、幹事長会議でも報告を受けていますよね。議長団としては早く出してくれと、いつ出せるんですかと問いかけたけれども、その日程すら出ていないということじゃないですか。だから、今さらに、これだけ待ったけれども出てきていないから督促という話になっているわけやから。

1. 委員（松永隆太） それは、弁護士マターやからでしょうという話ですやん、言うてるのは。
1. 委員（岡田伴昌） 松永委員が言うのも分かるんですけども、だからこの委員会で話し合いて期限を決めましょうという話になっているんで、あくまでこの委員会が開かれないことには、あの説明も我々いただけなかった状態なんで、そこで急に全協までにはというお話を聞いただけで、我々としてはそこでは議会は終わってるやろう、間に合わへんやないかということで、会期延長まで含め今話し合っているところなんで、そこを全く否定するのはまた違うと思うんですよ。ここの委員会でまず練っていかんと。
1. 委員（松永隆太） そしたら、第103号に対しての8日の全協では遅いという話しか、僕は出せないと思うんですね。これ、説明がなかったらこれでできますよ。全協と言ってなかったら、まだ分からへん分からへんやったら、ほなここまでにせえと言うのは分かります。でも、全協という一定のめどを示した後に、それより前に出してほしいから月末って切りにいくんは、ちょっと遅かったんやと思っています。だから、これを出すんだったら前回の説明の前だったら、僕も多分これ賛成できるんですよ。月末には欲しい、確かに今議会中には欲しいですよという話はできるんですけども、全協ともう言われているんで、前に切りにいくという期限というのは、それより前から委員長、副委員長は恐らくいろいろ考えてはって、多分作ってはったと思うんですけども、タイミングが向こうがいついつと言ってから、それより前に切りにいくというのが、だったらそのときに言わなあかんのですよねという話です。全協までにと言ったときに……
1. 副委員長（藤田茉莉） 何でそっちの立場に立つんですか。
1. 委員（松永隆太） いや、立場によって……
1. 副委員長（藤田茉莉） 違うんちゃうかな。
1. 委員（松永隆太） 立場というか、向こうが言ってきたんだったら。
1. 副委員長（藤田茉莉） 議会のスケジュールの話をしているのに……
1. 委員（松永隆太） それは遅いんじゃないかと、言ったらよかったん違うんですか。そのとき言わなかったでしょう。変でしょう、これ言うの。だって、向こうが8日、全協と言ったときに、いや遅いやないかと、そんなもん違うやろうと言ってないでしょう。いやそれ言ってこれ出すんやったら分かるんですよ。遅いやろうそなん、そなんやったらあかんって、6月末まで出してもらわんと困るって。いや無理です、いやそれは委員会にかけて、こっちから督促出しますわというぐらいの気持ちであのときに言っていたら、僕もなるほどねと思うんですけども、あのとき何も言ってなくて、急にこれ説明を受けた後に、それより前に期日を切りにいくというのが、ごめんなさい、ちょっとタイミングとして変やなどいうのを思います。あれ向こうが言ってなかったら、僕もこれ賛成できます、正直。
1. 委員（岡田伴昌） 認識として、すみません、僕もそこは松永委員と一緒になんですけれども、第103号、まずここははっきりさせときましょうみたいになると思うんですよ。だからはっきりさせときましょうでも資料を頂いて、ここでどうなるかは資料を見てみんと分からへんから、という意味じゃ、今回、説明のときに言ってないやないのという話だったけれども、それはあくまでも向こうが報告を勝手にしただけなんで、そこで我々がいついつまでに出せよとというのはなかったと言える場ではないと思います。その後この話が出るんで、だから、今この場でやっぱり話し合って決めるべきなんで。
1. 委員（皿海ふみ） この間の委員会のときに、全協でも項目だけになるかもしれないみたいな話を

されて、これはいつまで延ばされるのか分からないというふうに思いまして、そもそも5月29日から1か月経って出ないってもう異常やと、限界やと思うんですよ期間的には、他市の事例も見たときに。なので、議会としてもうちちょっと待ってもいいです、40日でも50日でもいいですよって、そうはちょっとできないなというふうに私は思っています。

それで、もともと予定されている8日の全員協議会の事前の議長団報告を、1日の午後に受ける予定になっていますので、その後かその時点で市として何らかまとまった報告をされる予定だと思うんですね。それを考えると、もう30日期限で出してもらおうということではできると思うんです。それもなしに議長団報告を先におかしな話なので、月末まで出していただくということは、市としてもそういう段取りをある程度組んでいращるかなというふうに思っているんで、それを督促しなければ、ずるずるといつ出してもらえるか分からないという状況になるというのは、議会として看過できないものなので、ここで一旦督促するというのは最低限必要じゃないかなと思います。

1. 委員（松永隆太）　　なので、さっきの話の続きですけれども、8日より早く出してくれという要望は出していいと思うんですけれども、期限を切るというのじゃなくて、全協よりも先にハラスの特別委員会のほうに報告してくださいという督促はありやなど。その期限を切るというよりは、それよりも前にやってくれという、もっと早くという督促はしたらいいのかなというふうに思っていますし、あと、この第103号って載っているのだからここに。だから、第103号に特化しないと変やというのをさっき一番最初のと併せて言いますけれども、第103号に特化した督促をするべき、会期延長に伴うということなので第103号に特化して、まずは。全体でもいいです、求めるのは全体でもいいですけれども、取りあえず第103号を審議するために我々はできないということ、それで何の資料を出してくるか全部出せば分かるんですけれども、僕らもそう思っていますけれども。そのあたりをこのタイミングで出すならば、第103号じゃないかなというのを思います。延ばす会期延長の日数とかもあるんでというのも含めて、そうではないのかなというのを思います。

全体的な審議が遅れる、1か月やったら遅いのは分かります、分かっています。分かっているんで、それは結果が出てきた後に、こんなことすんのにはほんまにこんだけかかるんかという話もあると思うんで、そこは出てきてからの審議もできると思いますよ。だから、この量でこんなかかるみたいな話を、じゃどうやってやってきたんだという話を聞けばいいだけで、そのときに。いついつに弁護士に渡して回収できる、やり取りで聞けばいいと思うんです、そのときに。

1. 副委員長（藤田菜里）　　会期延長をするには、ある程度の根拠が要るんですよ。何か分からないけれども、これぐらいまで延長しますみたいなのはできないので、だから一定期限を切って、今、正副で考えていたのは一定30日で期限を切って、30日が出てくるという前提で逆算して、会期延長を取りあえず一旦10日で組もうかということで、逆算の根拠で10日にしているんですよ。これがそのスケジュールなので、何で10日なのかとか、1か月延ばすにしても、何で1か月なのかというそれなりの根拠が要るので、そのためにはそのスタートのところをどこで切るかというところを決めておかないと、その根拠が組めないんですよ、考えていて。なので、金曜日の議論を踏まえて30日で切って、そこから逆算

したというふうなスケジュールになっているので、それは踏まえていただかないと、ちょっとどう延長するか根拠がつかれないので、ちょっと困っちゃうんですよ。

だから、全協までのどっかで特別委員会にはちゃんと説明してくれだど、7日かもしれないじゃないですか。だからそうすると、29日にはかけとかないといけないから、会期延長するなら、となると、ちょっと根拠がつかれない。

1. 委員（三浦美代子） 趣旨はもちろんよく分かるんですけども、私も別にこれが丸なんか四角なんか、何が出てくるか分からない。先ほどから少し気になったのは、他市と比べて遅すぎるって、でも事案が違うから、他市と比べるのはちょっとそれはどうなのかなというふうにちょっと一言、それは感じましたので。

それはそれとして、もしこれで会期延長してまで第103号を審査するために総合的に判断したいということであれば、特別委員会の予備日、毎日でも取らないとあかんの違いますか、予備日として。この1日だけで決めている日程そのものが、全協も午前中で終わるのかどうか。なぜかと言えば、昼から何かいろいろありますし、様々な日程が入っています。例えば7日でも4市リサイクル、関係者がいるのかどうか分からないんですけども、いろいろ考え合わせたら、そんな内容が分からないものに対して、総合的に判断するという正副委員長のご説明であれば、私はこの短時間で今までの委員会のように、例えば1時間ほどで審議できるのかどうか、誰に質問したらいいのか、関係者全員に来てもらうようになるのかどうかもイメージが全くつかないままで、何を審議してもいいか分からないのに、この予定では、一生懸命考えていただいたということは重々伝わっているんですけども、この特別委員会で誰に答弁してもらうのかも分からない。弁護士さんには、委員長、副委員長が面談されるとスケジュールには書かれていましたけれども、言っただけいけないこと、言っただけ駄目なことを私たちも知らないといけないにもかかわらず、それを私たちは聞くすべがまずなく、そして、誰に質問していいのかも分からず、山本市長が何で1年間放置したのに対して、山本市長はそんな言われてますけれども、1年間放置したのは山本市長だったのかどうかも分からないまま、何を審議していいか分からないのにこの1日だけのスケジュールというのが、そもそもその意気込みとしたら全部を予備日にしてするんだったらこちらの意気込みが伝わると思います。

こうして督促を出して、一旦期限は区切ります。あくまでも一旦というふうに私は希望しているんですけども、その代わりに、こちらでも徹夜でも委員会しますよという意気込みがなくて、これだったら何かちょっと趣旨が伝わらないような気がします、私の意見ですけども。

1. 委員長（野口陽輔） ちょっと延ばしますか。だから、本当これもうちちょっと詳しく言えば、弁護士さんと打合せをします。1回、議員のところへ来てもらって、こういうところで質問が必要ですよ、こういうのは法的に引っかかるんでこれは聞いたら駄目ですよというレクチャーを、1回やらなあかんのですわ。

1. 委員（三浦美代子） 委員会です。

1. 委員長（野口陽輔） 委員会。

1. 委員（三浦美代子） それはスケジュールになかったんですもんね。

1. 委員長（野口陽輔） こっちがもう決めているんで、これざっとしか入れてないんであれなんですけれども。そうなってくると、本当はもうちょっと延びが欲しい。

1. 委員（三浦美代子） 本場に委員長がおっしゃっていただいたように、そういう趣旨なんです、私
が言いたいのは。特別委員会、誰に聞くのかって、この内容。9件もある中で、あるいは
9件のことを一々細かく聞く委員もあるでしょうし、そうじゃない委員もあるかも分か
りませんが、誰が答弁するのも分からない。それが答弁する人が、そもそも誰かが
分かっちゃう。幾ら秘密会にしても、その人は黒いマントをかぶってここに来てばつとす
るんですかみたいな。ここでするんですかからも含めて、私、こんなスケジュールはあり
得ないと思うんですね。だから、そういう意味では、非常に苦しい、ほかにも日程が詰ま
っている中で、私も7月初め日程ちょこちょこ入っているんですが、全部キャンセルした
としても、そうにはならないような委員さんもおられると思います。でも、1日限りの日
程では、当然イメージが全く分からないんですね。

簡単な議案審査、簡単と言ったらあれですけども、このハラスメントに対して、第1
03号のみならず総合的に勉強して、私たち全員協議会で聞いたとしても、特別委員会と
してもっと掘り下げた勉強をしたいと思うんです。でも、それも各自でやってくださいみ
たいになるのかどうか。だから、そういう意味では少し、二度とハラスメントを起さな
い風土にするため、徹底して私は別枠で委員会が深掘りできるタイミング、第103号の
ためにこんなに急いでやるということ自体にしんどさをすごく感じます。それなら先ほど
何回も言ったように、もう毎日毎日3時間、5時間と議論する意気込みがあるんだったら
分かるんですけどもね、というのを思うんです。

1. 委員長（野口陽輔） 第103号か、あれさえなかったら。

1. 委員（三浦美代子） そういうことです、第103号がなかったら。

（「103号がなかったら」と呼ぶ者あり）

1. 委員（三浦美代子） なかったら、期日関係なく調査に専念できるんです。

1. 委員長（野口陽輔） 本来は、個人的な――です。本来あるべき姿やったら、副市長が辞任した
時点で、期限が過ぎた時点で向こうが修正案を出してこなあかん、要件を満たしていない
んやったら。それもほったらかしとって、何でこっちが審議せなあかんねんというのが。
（「廃案にするのはこっちサイドの、継続審議中の。廃案はどっちなんですか」と呼ぶ者
あり）

（「修正案やったら向こう、それを修正したいという」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） 何かややこしかったよな、廃案。俺、聞いたんやった。

1. 事務局（ ） 様々な選択肢がありますが、一通り整理して説明していきます。

まず、一般的に採決を行う、その場合、可決か否決か、議会としてイエスとするかノー
とするかどうかというのは、一番分かりやすいところだと思います。

また、それ以外にも、ただ単に原案を可決するだけではなくて、議会のほうから修正案
を出して、議会で修正した上で可決をする修正可決というものがあります。

廃案というのは、そもそも採決をしない、議会として白黒をつけないという形になりま
す。委員会としても審査が終わらないまま、審査未了で閉会を迎えてしまうということ
です。この場合ですが、考え方によるんですが、市長は議会が議決をししてくれなかったとい
う理由で専決処分をする理由となってしまいます。議会が決めてくれないなら勝手にやり
ますというやり方が、実は可能になります。今回の案件は、内容的にそれをされるかどう
か分かりませんが、ある意味、議会としては仕事を投げ出したような形になってし

まうと捉えられかねないので、廃案というのはできれば避けるべきなのかなと思っております。

また、理事者側からの対応としましては、議案の撤回をする、あるいは議案訂正をする。これにつきましては、本会議で理事者のほうから申し出て、議会の承認を得るという手続が必要になります。

以上です。

1. 委員長（野口陽輔） ということです。

1. 委員（松永隆太） どっちしても、そもそも第103号は修正しまくらなあかんのですね。

1. 委員長（野口陽輔） そうそう。

1. 委員（松永隆太） 副市長と違うし、期限違うし、何か月もできへんみたいな。パーセンテージも変わるかもしれへんしというので。

1. 委員長（野口陽輔） うちら通すのも修正や。それ、向こうがせえへんと、うちがせなあかんのや、そこまで。

1. 委員（松永隆太） 修正せなあかんのですね。

1. 委員長（野口陽輔） それもせなあかんねん。否決したら、どういうふうに捉える。

（「そのまま否決したら」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） 事務局、捉え方としては。

1. 事務局 （ ） それぞれ否決に至る思いというのは、各議員あるかと思いますが。その辺は討論の上、語られるものかと思えますけれども、今回の2か月、10%カットという議案は駄目だという結論。なぜ駄目なのか、もっと大きい金額じゃなきゃ駄目だろうとか、そもそも議案内容が違うとか、市長は悪くないという捉え方もできるでしょうし、いろいろ捉え方があるかと思いますが、否決するというのは、議会としてはこの案件は駄目だという、違うでしょうという意思表示になるかと思えます。

1. 委員（松永隆太） 今、原案がもうどないもできない、要は可決されてもどないもできないじゃないですか。修正をかけずに、もうどないもできへんものを否決されるということは、それって賛否を問う時点でそもそもできない。できないというか、そもそも内容が変という状態で原案を否決するという、修正をかけずに否決、賛否を取るというのは、副市長を抜いて市長の月数を変更せなあかんと思うんですけども、最低限は。

1. 事務局 （ ） 仮にですけれども、全員が反対であれば、修正案を出すことなく否決というのはあり得るかなと思います。ただ、賛成の方がいらっしゃってであれば、修正案というのはマストになってきます。そもそも修正案というのは、原案のその他の部分につきましては賛成であるというのが大前提ですので、市長の10%、2か月カットというところには賛成であるけれども、期限などおかしいところは是正しようというのが、賛成の方が修正を出しているという形になります。

1. 委員（松永隆太） すみません、それを議会でできますか。

1. 委員長（野口陽輔） できんことはない、まだ会期中やから。

1. 委員（松永隆太） 第103号の関連ってめちゃくちゃ多く、この内容がちょっと会期と、この特別委員会の趣旨とが、すみません、さっき議会というのは、そこがぶれてしまっているから、何か――、すみません。そこを何か。

（「こいつをどうにかしやんとあかん」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（野口陽輔） ちょっと暫時休憩させてもういいですか。ちょっとクールダウン。35分。
（午後 3時20分 休憩）
（午後 3時51分 再開）
1. 委員長（野口陽輔） それでは再開します。
ちょっと皆さん方の議論を踏まえまして、正副委員長で話をさせていただきました。
三浦委員のほうからもじっくり議論していくべき違うかと、集中してということもあり、
ちょっとスケジュールにも無理があるなということ踏まえて、今議会で皆様方のご意見を
いただいて、第103号だけはもう決着してしまおうかと。それを踏んで、それ以外の
本来あるべき9案件とか1年放置に集中して、議論を進めていこうというような考えで
いきたいなということで、じゃ今後どう進めていくねんというのは、ちょっとまだ頭に浮か
ばないんで、そこは一旦ちょっと置かせといてください。もう一回考えさせてください。
今日のところに関しては、第103号の決着だけしたいと、改めてまた、進め方は提案さ
せていただくというようなことでよろしいでしょうか。
（「第103号の賛否を問うってことですか」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（野口陽輔） 賛否を問うということです。いろいろ会派で、ここで今採決取るっていつ
ても会派であれもあるんで、でも今日終わるときたいのはあるし。20分、10分、30分。
（「電話しまくるってことですか」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（野口陽輔） 会派の皆さんとね。
（「今日採決」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（野口陽輔） 採決。
（「今日、採決取ろう」と呼ぶ者あり）
（「採決を取る」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（野口陽輔） 第103号を原案のとおり、原案のとおりと言われへんよね。
（「原案じゃないんで」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（野口陽輔） 第103号を採決します。否決やったら特に問題ないですよ、そのまま否
決なんやから。賛成となった場合に、賛成者の人が修正案を出してもらわなあかん、さっ
きの話しとったように。それに基づいてもう一回採決というような段取りになります。日
にち変えたほうがいい、採決。
1. （ ） 皆さんが今日でという形でしたら。
1. 委員長（野口陽輔） 今日ですね。何分いけますか。何時間は勘弁してください、何分。30分、
20分。
（「そなん、いけます。いてないですけど」と呼ぶ者あり）
（「一任や」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（野口陽輔） 維新さん、20分で大丈夫。
1. 委員（岡田伴昌） 15分ぐらいで。
1. 委員長（野口陽輔） もう決定です。15分間、暫時休憩をした上で、再開した後に採決を。
（「何て15分、20分」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（野口陽輔） 20分。
（「4時15分までってことですね」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（野口陽輔） 再開は4時20分。

(「25分ありますよ」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(野口陽輔) 再開はどっちやでも。再開を4時15分。

(「4時15分」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(野口陽輔) はい。その後、採決を取りたいと思いますので、その間、皆さん方、調整をそれぞれーーー思います。

それじゃ、暫時休憩します。

(午後 3時55分 休憩)

(午後 4時14分 再開)

1. 委員長(野口陽輔) それでは再開します。

第103号の採決の前に確認ですけれども、もう督促は今回も出さないと、取りあえず置いとくと、先ほど確認しましたが、それでよろしいでしょうか。取りあえず置いとくと。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(野口陽輔) そうしましたら、次に、付託案件審査についてを議題とします。

それでは、本委員会に付託されています令和7年議案第103号 市長及び副市長の給料月額の特例条例の制定についてを議題といたします。

確認ですけれども、本日この採決に当たっては、理事者はいてるんですけれども、理事者なしでもうやらせてもらっていいでしょうか。

(「ーーー」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(野口陽輔) そしたら、理事者なしでもよいということで、このまま進めさせていただきます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1. 委員(皿海ふみ) 議案第103号 市長及び副市長の給料月額の特例条例の制定について、日本共産党の反対討論を行います。

第三者調査委員会の結果報告書が5月29日付で市に提出されていますが、議会として当初の附帯決議やその後の要望書でも速やかに公表することを求めてきたにもかかわらず、提出後3週間以上経過した今でも、市からいまだに議会報告がなされておられません。市長の任期中、最後の議会となるこの6月議会の会期中にも、市長は自身が提出している報酬削減の妥当性について、判断できる根拠が市から何も示されていない状況において本議案について判断できないため、反対します。

1. 委員長(野口陽輔) ほかにございませんか、討論。

1. 委員(岡田伴昌) 議案第103号に反対の立場で討論させていただきます。

まず、継続審議になっておりましたが、審議できる資料が提出されなかったこと、修正案なども提出されておらず内容にも無理が生じていることから、反対とさせていただきます。

1. 委員長(野口陽輔) ほかにございませんか。

1. 委員(松村紘子) 令和7年議案第103号 市長及び副市長の給料月額の特例条例の制定について、にじいろ対話の会を代表し、反対討論をいたします。

本議案は、令和6年7月26日、交野市幹部職員が職員に対し、平成23年以降、複数回のハラスメントを行ったとしてーーー通報したものの、1年以上にわたり調査が進まなかったことに関して市としての責任を明確にするため、市長及び総務部担当副市長に支給

する給与月額を減額する条例案であり、委員会としては第三者委員会の報告書がまだ交野市から提出されていないことから審議することは困難であり、継続するべきだったものであるが、現在においても第三者委員会の報告書が提出されていないことから、市としての責任がどの程度あるのか、また、適正な金額であるのか否か判断をしかねること、そして、条例案において、当時総務部担当副市長が既に退職されていることや、減額する期間が令和8年4月から5月までと既に過ぎてしまっている期間であることから、条例の有効性に対して疑念があること、以上のことから賛成をすることはできません。市に対しては、第三者委員会の報告書を速やかに提出することを求めます。

以上で議案第103号に対して反対討論といたします。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにございませんか。
（発言する者なし）
1. 委員長（野口陽輔） ないようですので、これをもって討論を終結します。
これより令和7年議案第103号を採決します。
本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（賛成者 挙手）
1. 委員長（野口陽輔） 挙手なし。賛成者はございませんでした。
よって、本件は否決すべきものと決しました。
以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了をいたしました。
なお、委員長報告の作成は、私に一任ということでご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（野口陽輔） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

～これ以降は、別案件のため省略～

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 _____

校正前原稿